

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

労働市場の実勢価格の反映や法定福利費相当額を反映させることなどにより、令和6年3月1日に公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が改定され、新労務単価は、令和5年3月1日改訂の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して5.9%上昇し、新技術者単価は、令和5年3月1日改訂の設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に比して5.5%上昇したところである。

これに伴い、下記事項により特例措置を定める。

1 工事

(1) 措置の内容

新労務単価の決定に伴い、1(2)に定める工事及び修繕の受注者は、郡山市上下水道局工事請負契約約款又は修繕請負契約約款第59条の規定に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

(2) 適用対象工事

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び修繕のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定後の工事にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあつては、受注者に対して本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明することとする。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

(4) 協議の請求期限

本特例措置に基づく請負代金額変更の受注者からの協議の請求期限については、当初契約締結日から起算し60日以内とする。

2 測量並びに工事の設計及び工事に関する調査

(1) 措置の内容

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、2 (2) に定める測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「業務委託」という。）の受注者は、郡山市上下水道局委託契約約款第 38 条の規定に基づき、旧技術者単価及び旧労務単価に基づく契約を新技術者単価及び新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

(2) 適用対象業務委託

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を行う業務委託のうち、旧技術者単価及び旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

(3) 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の式により算出します。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約の落札率

(4) 協議の請求期限

変更協議の請求期限については、当初契約締結日から起算し 60 日以内となりますのでご注意ください。

(事務担当：上下水道局総務課 契約係 電話 024-932-7643)

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

受注者 住所

代表者職 氏名

印

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置に基づく請負代金額の変更について（協議）

令和6年 月 日付けで契約締結した下記工事（業務委託）については、郡山市上下水道局工事（修繕）請負契約約款第59条（郡山市上下水道局委託契約約款第38条）の規定による協議を請求します。

記

1 工事等名

2 契約番号 第 号

3 請負代金額